

株券電子化制度移行に伴う 航空法施行規則の改正について

国土交通省 航空局
監理部 航空事業課
平成20年11月

外国人株主について、前期保有分と通知における保有分のいずれか少ない方について書換え(当期に新規取得した者あるいは追加取得した分についてはこの時点では書換が保障されない。)
【航空法施行規則第262条の3第1号前段】

上限に達しない場合

上限に達する場合

単元株式数に応じて按分(上限まで1単元株以上の残余が生じた場合は、1単元株単位の抽選。)
【航空法施行規則第262条の3第1号後段】

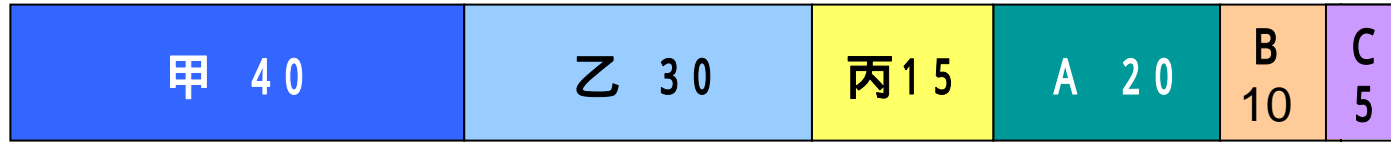
書換が行われなかったもの(当期の新規・追加取得分)について単元株式数に応じて按分(上限まで1単元株以上の残余が生じた場合は、1単元株単位の抽選。)
【航空法施行規則第262条の3第2号】

外国人株主の株主名簿の記載方法について【本則部分】

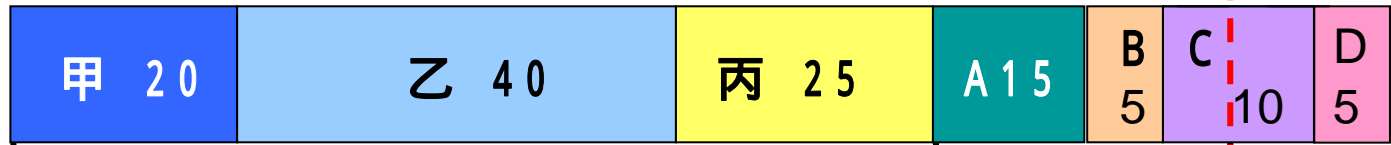
〔 甲～丙:日本人、A～D:外国人 〕

総株式数120、外資規制上限40

【X年9月30日の総株主通知によって確定した株主名簿】

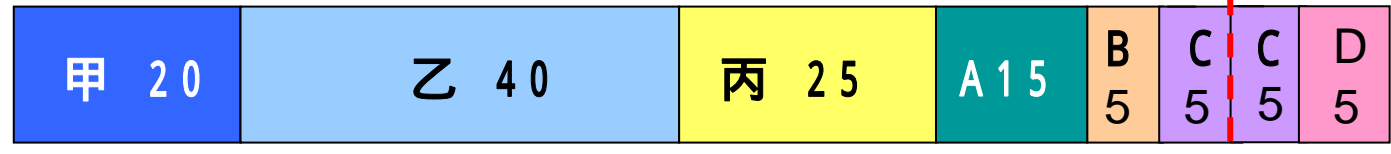


【X+1年3月31日の総株主通知】



書換がされていないもの

【X+1年3月31日の総株主通知を受けた、株主名簿の書換え方法】



における
手続

日本人については、通知された株式をそのまま記載

外国人等が有する株式については、前期()株主名簿と今期()通知分を比較し、少ない方(記載・記録優先株式)を株主名簿に記載する(A 15、B 5、C 5、D 0)。この場合において、全ての記載・記録優先株式を書換えた場合に外資規制上限を超える場合は、記載・記録優先株式の数に応じて按分し、1株以上の残余がある場合には1株単位の抽選とする。

を経てもなお外資規制上限に達しない場合は、 において書換がなされなかったもの(C 5、D 5)について、外資規制上限を超えない範囲で、その数(C 5、D 5)に応じて按分し、1株以上の残余がある場合には、1株単位の抽選とする。

〔 甲～丙:日本人、A～D:外国人 〕
 総株式数120、外資規制上限40

【H20年9月30日時点の実際の保有状況】	甲 40	乙 30	丙 15	A 20	B 10	C 5
【H20年9月30日時点の实质株主名簿】	甲 40	乙 30	丙 15			
【H20年9月30日時点の株主名簿】	保管振替機構 85			A 20	B 10	C 5

と の間に保管振替機構に預託があった場合でも、株主名簿は書換えない。(実務上の措置)

【H21年1月4日の实质株主の通知】	甲 20	乙 40	丙 25	A 15	B 5	C 10	D 5	
【H21年1月4日の総株主通知を受けた、株主名簿の書換え方法】	甲 20	乙 40	丙 25	A 15	B 5	C 5	C 5	D 5

書換がされていないもの

における
 手続

日本人については、通知された株式をそのまま記載

外国人等が有する株式については、H20.9.30時点の株式名簿に記載されている内容(实质株主通知に外国人が含まれている場合はその内容)とH21.1.4の通知とを比較し、少ない方(記載・記録優先株式)を株主名簿に記載する(A 15、B 5、C 5、D 0)。この場合において、全ての記載・記録優先株式を書換えた場合に外資規制上限を超える場合は、記載・記録優先株式の数に応じて按分し、1株以上の残余がある場合には1株単位の抽選とする。

を経てもなお外資規制上限に達しない場合は、 において書換がなされなかったもの(C 5、D 5)について、外資規制上限を超えない範囲で、その数(C 5、D 5)に応じて按分し、1株以上の残余がある場合には、1株単位の抽選とする。